

地表面粗度区分		Zb (単位m)	Zg (単位m)	$\alpha$
I	極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める地域	5	250	0.10
II	地表面粗度区分I若しくはIVの区域以外の区域のうち、海岸線若しくは湖岸線（対岸までの距離が1,500メートル以上のものに限る。以下同じ）までの距離が500メートル以内の地域（建築物の高さが13メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200メートルを超え、かつ、建築物の高さが31メートル以下である場合を除く。）又は当該地域以外の区域のうち、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が規則で定める区域	5	350	0.15
III	地表面粗度区分I、II又はIVの区域以外の区域	5	450	0.20
IV	都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	10	550	0.27